

平成 25 年 10 月 16 日
会 計 管 理 室

練馬区金銭管理対策検討委員会の設置について

区における預かり金品紛失等事件が連続したことを踏まえ、区が職務上管理する金銭の管理体制の適正化方策を全庁的に検討するため、9月27日に練馬区金銭管理対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置した。

1 対象

公金に限らず、区職員が職務上管理している現金、有価証券、郵券等金券類、通帳

2 組織

- (1) 庁内検討組織として検討委員会を立ち上げ、必要と認めるときは、外部の有識者の加入を検討する。

検討委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- (ア) 委員長は、副区長とする。
- (イ) 副委員長は、教育長とする。
- (ウ) 委員は、下表に掲げる職にあるものをもって充てる。

| |
|--|
| 区民生活事業本部長、健康福祉事業本部長、環境まちづくり事業本部長、区長室長、企画部長、総務部長、会計管理室長 |
|--|

- (2) 検討委員会の下に検討部会を設置する。

検討部会の部会員は、つぎの職にあるものとする。

- (ア) 会計管理室長、各事業本部経営課長（区民生活、健康福祉、環境まちづくり）、財政課長、経営改革担当課長、総務課長、経理用地課長、文書法務課長、教育総務課長
- (イ) 部会長は、会計管理室長とする。
- (ウ) 副部会長は、総務課長とする。
- (エ) 検討部会の下に作業部会を設置することができる。

3 検討事項

検討委員会は、つぎに掲げる事項を検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 現金管理体制に関すること
- (2) 有価証券、郵券等金券類、通帳の管理体制に関すること
- (3) その他金銭管理の内部統制体制に関すること。

4 運営

- (1) 検討委員会は委員長が招集し、主宰する。
- (2) 委員長に事故あるときは副委員長が代理する。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めることができる。

5 庶務

庶務は、会計管理室が処理する。

6 今後のスケジュール

- (1) 年内を目途に以下の取組を行う。
 - ア 区における金銭管理体制の現況把握と分析
 - イ 事故のあった所属および関係部課における問題点の把握
- (2) 年度内を目途に以下の取組を行う。

再発防止体制の構築